◇◇◇市の財政事情◇◇◇

昭和四十二年十二月三十一日現在の「新潟市の財政事情」は次表のとおりです。

収入および支出の概況

款	12月末予算額	12月末支出済額
	千円	千円
議会費	25,023	19,738
総務費	152,443	107,909
民生費	207,652	155,299
衛生費	106,211	66,820
労働費	27,523	18,882
農林水産業費	102,596	61,110
商工費	34,808	29,305
土木費	204,317	88.845
消防費	53,003	26.824
教育費	255,555	146,686
災害復旧費	881,325	67,015
公債費	92,562	42,518
その他	572	0
計	2,143,590	(38.8%) 830.951

款	12月末予算額	12月末収入済額
	千円	千円
市税	382,667	290,964
地方交付税	244,011	200,861
使用料・手数料	30,064	19,482
国庫支出金	246,623	76,658
県支出金	603,619	45,951
市債	426,200	70,000
その他	210,406	57,142
計	2,143,590	(33.5%) 761,058

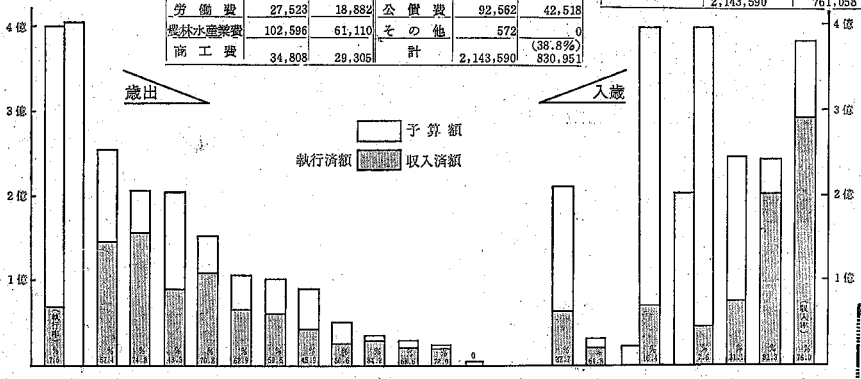

特別会計

	12月末予算額	12月末収入済額	12月末支出済額
	千円	千円	千円
国民健康保険費	198,540	139,862	105,512
と畜場整理資金費	17,905	4,867	14,075

市民の負担状況

	12月末予算額	12月末収入済額	予算額に対する 市民1人当たり	1世帯当たり
市民税	166,758千円	104,037千円	2,930円	13,527円
固定資産税	122,298	118,123	2,149	9,920
たばこ消費税	57,297	42,281		
軽自動車税	8,129	7,763	1,645	7,593
電気ガス税	26,755	17,858		
その他	1,430	902		
計	382,667	290,964	6,724	31,040

市債現在高

区分	金額	説明
市民税減税補てん債	千円 66,974	この元金または国庫補助または交付税で補てんされる
教育債	211,818	小・中学校新改築等
庁舎増改築事業債	43,703	市役所庁舎増改築
衛生債	24,265	し尿処理場およびごみ焼却場
農業債	5,080	畜産センター建設事業
土木債	43,627	道路・橋りょう建設事業
住宅債	23,543	
災害復旧債	95,667	補助災害復旧35%単独災害復旧28.5%等は交付税に算入される
野球場建設事業債	17,072	
その他	25,274	消防施設整備事業と畜場整備事業等
計	557,023	

市有財産

市民1人当たり　1世帯当たり

土地	483,153㎡	8.49㎡	39.19㎡
建物	87,948㎡	1.55㎡	7.13㎡
有価証券	11,394千円	200円	924円

一時借入金の状況（7～12月）（千円）

		7月	8月	9月	10月	11月	12月
第四銀行	借入						20,000
	償還						0
	月末残高						20,000
新潟県産業育成資金	借入						
	償還						
	月末残高	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
計	借入						20,000
	償還						0
	月末残高	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	28,000

課税台帳の縦覧

＝二十一日まで＝

固定資産税の課税の基礎になることがらを登録してある課税台帳を次の期間にしばし縦覧されますようお知らせします。

◇縦覧期間　三月一日から三十一日まで（日曜日、休日および執務時間外は除きます）。

◇場所　市役所税務課

確かめよう選挙人名簿の追加登録

三月一日現在で永久選挙人名簿に追加登録される人の一覧表が、次のとおり縦覧されます。

今年も選挙がありますので関係者は忘れないで確認してください。

◇縦覧期間　三月十一日から二十日まで（毎日午前八時半から午後五時まで）。

◇縦覧場所　市役所新館二階・選管事務室（総務企画課内）。

警察への一般用件は(2)―五二一一番

一般的な用件や警察へ電話する場合は、必ず(2)―五二一番へかけてください。（警内の交換手が用件のある課、係へつないでくれます）

最近、一一〇番へかけ入がふえていますが、一一〇番は犯罪や事件が発生したときの通報用線で急電話ですから、緊急用に使ったり、間違ったりしないよう、十分ご注意ください。

市役所に赤電話

市役所内（新潟市民課窓口前）にこのほど赤電話が設置されましたから来庁時には気軽にご利用ください。

なお、市役所へ電話するときは、大代表(2)―二一一番へかけますと交換を通して庁内各課へつながりますが（執務時間外は直室につながります）。新しく設置された赤電話からは庁内の各課につながりませんからご注意ください。

パートタイマー募集

市役所で昭和四十三年度の「パートタイマー」を募集します。

募集者は、次の要項によってご応募ください。

◇登録者の資格

市内居住者で、過去に事務的経験があり、今年四月一日現在で満三十五才以下の高校卒以上、もしくはこれと同程度の資格を持つ婦女性。

◇登録方法、および仕事の内容

申込書（登録申込書）、および面接選考の要項によって必要に応じて期限付きで登録者の資格を決定します。

登録有効期間は一カ年間。

◇登録手続

毎年登録替えする。

◇登録予定者

二十五名。

◇提出するもの

「新潟市パートタイマー申し込み書」一通。

◇申し込み締め切り期日

三月十日まで、総務企画課へ申し込み書は提出のこと。

◇勤務時間

一日六時間以内。

◇給料

時給で一時間七十円。

◇不明の点は総務企画課（人事務官係）へお問合せください。

訂正とお詫び

すでに訂正表をお配りし、市民回覧でもお知らせしましたとおり、広報にいつ第百十八号（一月二十五日発行）掲載の「医師の出張表」にあやまりがありましたが、この間、市民各位にいろいろご迷惑をおかけしたことを改めてお詫びします。

非行のふえる時期　各家庭でも十分注意を

青少年の非行防止と健全育成を目標に、「愛の街」補導を実施するなど、地道な活動を続ける市内四十二箇所の補導ルームは、昭和四十二年中の補導状況を別項のとおりまとめてみています。例年、三～四月は補導の対象となる青少年がふえますので、次の点についてはお互に各位も十分ご注意くださいっぱったり、家に帰らないようなことはないか。

・夜遊びや乱暴くせはないか。

・乱暴な言葉づかいやハデな服装をしないか。

・不良交遊や喫煙、飲酒、不良交遊やギャンブルなどをしていないか。

・盛り場をうろついたり、パチンコにふけったりしていないか。

◇

※補導ルームでは専門の相談員が青少年のなやみを聞き、解決に当たっています。

ぜひ、お気軽にご利用ください。

◇青少年補導相談盛り場など、街頭で補導をうけた青少年は総計百三十五名。このうち見逃し補導が五名、学校やつとめ先から注意を受けた者が七十五名（内訳は九十八名（うち女子七名）、交通違反（二七三％）で、交通違反、喫煙、危険な遊び、喫煙の順で補導されています。

通違反、パチンコ、不良交遊の順となっています。

◇相談活動

相談件数は三十一件。

このうち、非行相談（家出、不良交遊）が七件、教育相談（進学、就職、結婚）が二十四件でした。

◇見附市の場合

市内の場合は、市役所（本庁）、市の出張所の今町は（ただし、見附市の今町は休日の七三％）で、交通違反、喫煙、危険な遊び、喫煙の順で補導され